

令和8年度募集要項 ～みんなで潤う☆小浜づくり事業～

～皆さんのまちづくり活動を応援します～

1. 事業の目的

この事業は、市が、市民・学生等の自由な発想を活かした地域課題の解決につながるまちづくり事業の提案を募集し、提案者の市民・学生等と事業目的を共有し、提案者が実施主体となる活動の支援を通じて、みんなで潤うまちづくりの推進を目的としています。また、地域の学生には、活動の実践を通じてまちづくりに参画する楽しさを実感できる機会を提供し、将来の担い手としての意識と力を育てます。

2. 応募団体の要件

対象となる団体は、次の要件をすべて満たす活動団体とします。

(1) 活動拠点

小浜市内に活動拠点がある団体であること

また、まちチャレ！実感コースの提案者は、次のいずれかに該当すること

ア：市内の高等学校・専門学校・大学等に通う学生2人以上で構成された学生団体

※学生と事業者（市内外不問）が協働する場合も対象となります。ただし申請・提案等は学生が主体となって行ってください

イ：市内の小学生～大学生のいずれか2人以上が主体的に参加している市民活動団体

※地縁目的型団体は除きます

(2) 構成員

構成員が3人以上の団体であること

ただし、まちチャレ！実感コースの提案者は、2人以上の団体であること

(3) 運営体制

会則等があり、適切な会計処理が行われている、または行うことができる団体であること

3. 対象となる事業

対象となるまちづくり事業は、次の要件をすべて満たす事業とします。

(1) 活動団体が主体となり、市と協働で実施することにより、地域課題の解決につながる事業

(2) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業

(3) 活動団体と市の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できる事業

(4) 活動団体の有する先駆性、専門性、柔軟性などを活かした事業

(5) 事業予算の見積り等が適正であること

(6) まちチャレ！実感コースにおける事業者との協働の場合は、公益性を損なわないこと、および事業者の過度な宣伝・利益誘導を目的としない事業

【対象とならない事業】

実施要綱第2条第2項のとおり（個人利益、営利・政治・宗教活動、公益に資さない個人的研究、他補助金との重複、公序良俗違反、市長が不相当と判断したもの）

4. 補助金額および補助限度額

補助対象経費は、事業費の合計額からイベントの実施に伴う参加料などの収入を除いた額とし、補助率および補助限度額は次のとおりです。

コース名	①いいとこ応援コース	②うらおい♪実現コース		③まちチャレ！実感コース		
	旧事業サポートコース	基本コース	小規模コース	学生コース		
対象団体	旧市民提案事業の基本コースを実施中の団体	市内に活動拠点があり、今後、継続的な活動を行う3人以上の団体		市内の学校に在学する2人以上の学生（小中学生・高校生・専門学校生・大学生）の団体（市内外の事業者と協働・連携して活動する場合も対象）	市内の学生（小中学生・高校生・専門学校生・大学生）2人以上が主体的に参加する市民活動団体（地縁目的型団体を除く）	
交付回数	1回に限る（3年目事業）	同一団体につき1回				
補助率 (補助上限額)	3分の1 (10万円)	4分の3 (30万円)	10分の10 (5万円)	10分の10 (10万円)		

5. 補助対象経費

補助の対象となる経費は、まちづくり事業に要する経費で、次の費用を対象とします。

区分	経費の種類
報償費	講習会、研修会等の講師に支払う謝金等
旅費	研修、講師の招聘等に必要な交通費等
消耗品費	会議資料等の用紙・コピー代、書籍等の購入費等
印刷製本費	会議資料、パンフレット等の印刷費等
通信費	郵便料金等
保険料	事業実施に伴い加入する保険の保険料等
使用料	事業実施に伴う施設使用料および物品の借上料等
原材料費	塗料や木材等の原材料等
備品購入費	事業実施に必要な備品の購入費等
その他	その他市長が必要かつ適正と認める経費

6. 応募方法

提案者は、事業テーマの関係課と事業計画等について事前協議を行った上で、次の書類を提出してください。（提案事業の関係課が分からない場合等は、移住定住交流課にご相談ください）

- 提出書類
 - (1) 事業計画書（様式第1号）
 - (2) 収支予算書（様式第2号）
 - (3) 団体概要書（様式第3号）
 - (4) 団体の会則・構成員名簿など
 - (5) まちチャレ！実感コースは、5分以内のプレゼンテーション動画
（学生が審査委員会に出席しプレゼンできる場合、動画は不要です）

※同時に複数応募はできません

- 募集期間
 - 第1回募集 ①・②・③の全コースが対象
令和8年2月25日（水）～4月10日（金） 必着
 - 第2回募集 ③のまちチャレ！実感コースのみが対象
令和8年8月4日（火）～9月4日（金） 必着

- 提出先 〒917-8585 小浜市大手町6番3号
小浜市経営企画部移住定住交流課
TEL：0770-64-6009
メール：kyoudou@city.obama.lg.jp
※申請書等はホームページから、ダウンロードできます。



7. 応募から事業完了までの流れ

- ・令和8年4月10日（金）まで 第1回募集期間・・・全コースが対象
- ・ 〃 4月下旬 第1回審査委員会
- ・ 〃 5月中旬 提案事業の採択決定⇒補助金交付申請 ⇒ 交付決定
(補助金交付決定後に事業実施)
- ・ 〃 9月4日（金）まで 第2回募集期間・・・まちチャレ！実感コースのみ対象
- ・ 〃 9月中旬 第2回審査委員会
- ・ 〃 提案事業の採択決定⇒補助金交付申請 ⇒ 交付決定
(補助金交付決定後に事業実施)
- ・～令和9年3月31日（水） 補助金実績報告（事業終了後すみやかに）

8. 審査・選考方法

書類および提案者からのプレゼンテーション等をもとに、次の基準により審査を行います。プレゼンテーションには、事業関係課職員も同席します。※プレゼンテーション方法（パワーポイントや模造紙を活用する等）は、事前に事務局にご相談ください。

◆審査項目◆

- (1) 公益性（社会貢献活動として、地域課題の解決につながる事業であるか）
- (2) 事業効果（事業実施により目的とする効果が期待できるか）
- (3) 協働の必要性・役割分担（相乗効果が期待できるか、役割分担が明確、妥当か）
- (4) 先駆性・創造性（活動団体の特性を活かした先駆性・創造性のある事業か）
- (5) 計画性・経費の妥当性（目的どおりの事業執行が可能か、経費の積算が妥当または効率的であるか）
- (6) 継続性（次年度以降、継続した活動が期待できるか）

ただし、まちチャレ！実感コースについては、「(6)継続性」を考慮しない。

9. 選考結果の通知および公表

選考結果については文書にて通知します。また、採択を受けた事業は市 HP で公表します。

※本事業は令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるよう予算成立前から募集案内を行うものです。このため、令和8年度予算の成立が事業実施の条件となります。